

作成月日	令和4年12月22日
------	------------

矢祭町農山漁村再生可能エネルギー基本計画

令和4年12月 福島県矢祭町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、福島県の最南端に位置し、東に阿武隈山系、西は八溝山系が分水嶺をなし、ここから発する川は町の中央を南流する一級河川久慈川へと合流し太平洋へと注ぎこんでいます。地域は久慈川流域に広がる標高 155～200mの平坦地域と阿武隈山系に属する標高 400～650mの山間地域に大別され、耕地率 6.4%、林野率 79.5%となっています。

気候は、太平洋気候に属するため、比較的温暖で積雪は少なく、年平均気温は平坦地域で 16℃ですが、山間地域では山岳気象の影響を受けることもあり 12℃と冷涼です。また、年間降水量は 1,200～1,500mm と森林や農作物の育成環境としては好条件といえます。

また、東白川地域は、林野庁の「地域内エコシステム」構築事業に平成 29 年度から 2 年間調査対象地域として選定されました。この調査では、地域協議会を立ち上げ、地域の林産業で活躍するプレイヤーの横のつながりをつくり、今後の展開として、地域資源の好循環を生み出すサプライチェーンを地域が主体性を持って構築することを目指しています。

さらに、木質バイオマスを導入にすることで、地域経済に対する広範な波及効果が期待されます。

木質バイオマスに使用する原料としては、東白川地域内の森林組合等から原木を供給するとともに、地域内にはチップ工場があり、チップ化して供給する環境が整っています。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目	面積 (㎡)	備考
矢祭町大字下関河内字天神前 58	学校用地	5341.79	木質バイオマス熱電併給施設
矢祭町大字東館字蔵屋敷 103-1	雑種地	12,675	未定
同 108-1	宅地	2801.34	未定
同 162	宅地	852	未定
同 112	宅地	5629.69	未定

3. 2の地域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電施設の種類	発電施設の規模	備考
木質バイオマス熱電併給施設	発電 45kW, 熱供給 105kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域内なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
①	木質バイオマス施設事業者が、地域内に属する未利用材（チップ）等を、納入業者から長期的かつ安定的に買い取るにより、間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上や大径材の生産促進など、林業の活性化に寄与する取組	
②	木質バイオマス施設から発生する排熱を廃校となった小学校（企業が入るテナント施設）に併給することにより、町の新たな事業参入推進、地域活性化に寄与する取組	
③	木質バイオマス施設から発生する排熱をスインピア矢祭やユーパル矢祭に併給することにより、費用削減、地域活性化に寄与する取組。	

6. 自然環境の保全とその調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進に際し考慮すべき重要事項

(1) 自然環境とその調和

地域の植生、野生生物の生態、水質等の自然環境に及ぼす可能性は低いですが、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性のある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成についての評価

(1) 目標

木質バイオマスにおいて、未利用材等の安定供給を図るとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標が達成されない場合、必要に応じて、矢祭町農山漁村再生可能エネルギー協議会等において、認定設備整備計画の実施状況について協議し、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止または終了する際は、設備整備事業者の責任において、区域周辺の環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

当該事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、発電設備の使用期間にわたって地域に存するバイオマスを主に活用するものであること、是正の指導に従うこと、矢祭町が実施する事業等に積極的に協力することなど条件を付すこととする。

(3) 地域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本町の地域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報供給を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。